

議案第 47 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平28年4月1日から施行する。